告示

○宮内庁告示第九号

平成二十二年十二月二十三日、皇居において、天皇誕生日一般参賀を次のとおり行う。

平成二十二年十二月一日

宮内庁長官　羽毛田信吾

一　参賀者は、午前九時三十分から同十一時二十分までは、正門から参入し、宮殿東庭において参賀の上、坂下門、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。また、午後零時三十分から同三時三十分までは、坂下門から参入し、宮内庁庁舎前の特設記帳所において記帳の上、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。

二　参賀者の資格に制限はなく、服装は任意とする。

○

参賀行事を妨げ、又は他に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者は、参入できない。

○宮内庁告示第十号

平成二十三年新年祝賀の儀を次のように行われる。

平成二十二年十二月一日

宮内庁長官　羽毛田信吾

平成二十三年一月一日、天皇皇后両陛下は、宮中において次のように祝賀をお受けになる。

一　午前十時

皇太子、皇太子妃、親王、親王妃及び女王

二　午前十一時

内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、内閣法制局長官及び内閣法制次長並びに以上の者の配偶者

衆議院及び参議院の議長、副議長、議員、事務総長、事務次長、法制局長及び法制次長、衆議院調査局長並びに国立国会図書館の館長及び副館長並びに以上の者の配偶者

最高裁判所長官、最高裁判所判事、最高裁判所事務総長及び最高裁判所事務次長並びに高等裁判所長官並びに以上の者の配偶者

三　午前十一時三十分

特記した認証官以外の認証官及び各省庁の事務次官等で宮内庁長官の指定する者並びに都道府県の知事及び議会議長並びに以上の者の配偶者

四　午後二時三十分

各国の外交使節団の長及びその配偶者

○

参列者は、各時刻の十五分前までに皇居に参入のこと。

服装

男子　燕尾服、紋付羽織袴又はこれらに相当する制服等（モーニングコートも可）

女子　ロングドレス、白襟（白羽二重の襟を重ねる）紋付又はこれらに相当する制服等

勲章着用

○総務省告示第四百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第三項の規定により、広域連合の設置を許可したので、同法第二百八十五条の二第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十二月一日

総務大臣　片山　善博

一　広域連合の名称

関西広域連合

二　許可年月日

平成二十二年十二月一日

三　設置年月日

平成二十二年十二月一日

四　広域連合を組織する地方公共団体

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県

五　広域連合の処理する事務

次に掲げる事務を処理する。ただし、㈠（㈡、㈣及び㈥から㈧までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、㈡、㈣及び㈥から㈧までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、㈠（㈦に掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び㈦に掲げる事務にあっては徳島県に係るものを除くものとする。

㈠　広域（構成団体である二以上の府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる防災、観光及び文化の振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画の策定及び実施に関する事務

㈡　広域にわたる防災に関する事務（感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に関する事務を含む。）のうち、次に掲げるもの

ア　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十八条第一項に規定する防災訓練に関する事務

イ　災害対策基本法第四十九条に規定する防災に必要な物資及び資材の備蓄に関する事務

ウ　災害が発生した場合における防災に係る事務の実施に対する支援及び調整に関する事務

エ　防災に資するための人材の育成に関する事務

オ　感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に係る構成団体間の連携及び調整に関する事務

カ　防災に係る調査研究に関する事務

㈢　観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア　通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）に規定する通訳案内士に係る登録等に関する事務のうち、同法第十九条から第二十七条まで及び第三十二条（第一項を除く。）から第三十四条までに規定する事務

イ　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの

(ア)　同法第四条（第三項を除く。）に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に関する事務

(イ)　同法第四条第一項第三号に規定する観光経路の設定に関する事務

ウ　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、同法第十四条（第一項を除く。）から第二十条まで（同法第二十四条で準用する場合を含む。）に規定する事務

エ　観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの

オ　観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの

カ　観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの

㈣　広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア　産業に係る情報の共有、研究開発等における構成団体間の連携に関する事務

イ　構成団体が設置した技術支援機関の連携に関する事務

ウ　地域産業資源を活用した新商品、役務の提供等の紹介及び宣伝に関する事務

エ　新たな事業分野の開拓を図る者に対する支援に関する事務

㈤　医療の確保に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア　救急医療用ヘリコプター（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。以下同じ。）に関する事務のうち、次に掲げるもの

(ア)　救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法第六条に規定する関係者の連携に関する事務

(イ)　救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法第八条第一項に規定する補助に関する事務

(ウ)　救急医療用ヘリコプターの運航に関する事務（(ア)及び(イ)に掲げるものを除く。）で広域にわたるもの

イ　救急医療用ヘリコプターの配置及び運航区域の設定に関する事務で広域にわたるもの

ウ　医療に係る構成団体間の連携に係る調査研究及び実施に関する事務で広域にわたるもの

㈥　広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア　温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の総量の削減に関する事務

イ　野生鳥獣の保護及び管理に関する事務